

本論文は

世界経済評論 2023 年11/12月号

(2023 年 11 月発行)

掲載の記事です



世界経済評論 定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料
OFF

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp

雑誌のオンライン販売

欧州の産業政策における EU の役割と限界 ：産業政策トリレンマと EU 法



慶應義塾大学名誉教授・中央大学教授 庄司 克宏

しょうじ かつひろ 1990年慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学。慶應義塾大学法務研究科教授を経て現在。Jean Monnet Chair ad personam。専門はEU法・政策。著書：『トランスナショナル・ガバナンス』（共編著，岩波書店，2021），『プレグジット・パラドクス』（岩波書店，2019），『欧州連合—統合の論理とゆくえ』（岩波新書，2007）他。

EUには産業政策について、加盟国の措置を補充することにとどまるという権限上の制約があるため、「産業政策トリレンマ」が存在すると指摘される。それは、EUが政策目標として設定したグリーン化とデジタル化（2重の移行）の達成、単一市場の維持、および、国家による産業政策のコントロールと資金供給の3つを同時にすべて達成することができないことを意味する。産業政策で米中に対抗するため、EUはこのようなトリレンマに、第1に他分野の立法権限の活用、第2にEUコミッションが技術革新の仲介を行うこと、第3にEUレベルの財源の拡充または代替手段の活用、第4に単一市場の対外的保全により、対応しようとしている。本稿では、EU法の視点から産業政策トリレンマに対する4つの対応策を検討することにより、EU産業政策の役割と限界について解説する。

はじめに：EUにおける産業政策 トリレンマ

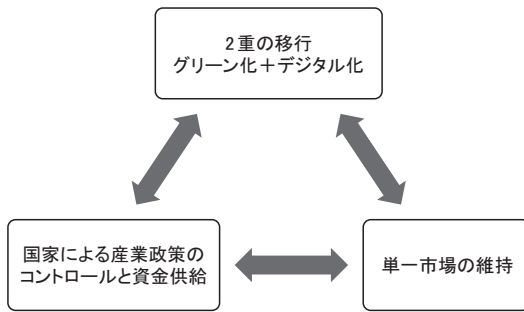
EU産業政策には立法権限上の制約が存在する。EU立法の権限類型では、産業政策は「補充的行動」に属し¹⁾、産業政策分野でEUが採択できる措置は、次の条件に服する（EU機能条約第173条）。第1に企業間の協力に適した環境を促進することなどにとどまる。第2に加盟国による行動を支援することである。第3に加盟国の法令を調和することはできない。第4に競争の歪曲をもたらしてはならない。第5に税制および労働者の権利・利益に関わるもので

ないことである。

第173条に基づきEUがこれまでに行ったことは、コミッションがEUレベルの産業政策のビジョンを示すさまざまな政策文書を採択すること、また、「補充的行動」として関連立法の提案を行うことである。後者の例として、「欧州戦略投資基金」の創設（規則2015/1017）や、「欧州イノベーション・技術機構」（EIT）の設立（規則294/2008、現行規則は2021/819）が実現している。EITは研究・イノベーション資金計画である「Horizon Europe」に参加している²⁾。

このような権限上の制約があるため、EUには「産業政策トリレンマ」が存在すると指摘さ

図表 1 EU の産業政策トリレンマ



出典：Fabian Zuleeg and Philipp Lausberg, “Resolving the EU’s industrial policy trilemma”, EPC FLASH ANALYSIS, 19/07/2023 に依拠し、一部表現を修正して筆者作成。

れる³⁾ (図表 1 参照)。すなわち、EU が政策目標として設定したグリーン化とデジタル化（以下、2重の移行）の達成、単一市場（EU 基本条約上は域内市場）の維持、および、国家による産業政策のコントロールと資金供給の3つを同時にすべて達成することができない。第1に、2重の移行という主要な戦略的目標で実質的進展がなければ、EU は気候変動に対処し、デジタル・テクノロジー競争に勝ち残ることができない。しかし、それには米中に匹敵するような巨額の政府および民間の投資が不可欠である。第2に、国家が産業政策をコントロールし、資金を供給することは公平競争条件を歪曲し、EU の競争力を維持し2重の移行目標を達成するために不可欠な基盤としての単一市場を損なう。第3に、EU が単一市場を維持して2重の移行目標を達成するためには、国家が産業政策のコントロールと資金供給の手段を手放し、EU レベルで権限と財源を共有して欧州共通利益のために行使することが不可欠である⁴⁾。

このような産業政策トリレンマに、EU はどのように対応しようとしているのだろうか。それには4つの柱があると考えられる⁵⁾。第1に

他分野の立法権限の活用、第2にEU コミッションが技術革新の仲介を行うこと、第3にEU レベルの財源の拡充または代替手段の活用、第4に単一市場の対外的保全である。以下、本稿では、EU 法の視点から産業政策トリレンマに対応するための4つの柱を検討することにより、EU 産業政策の役割と限界を検討する。

I 産業政策のための他分野の立法権限

：産業政策トリレンマへの対応 (1)

1. EU 機能条約第 114 条による各国法の調和
産業政策トリレンマに EU が対応するための第1の柱として、他分野の立法権限でとくに活用されているのが、単一市場の確立と機能のための EU 機能条約第 114 条である。それは、物・人・サービス・資本の自由移動に対する障壁を撤廃すること、および、競争の歪曲を除去することにより域内市場の確立と機能のための条件を改善することを目的とする各国法の調和について定める。この条項は「共有権限」という権限類型に属し、EU も加盟国も立法を行うことができるが、EU が各国法を調和する立法を行うとその限りで加盟国は立法できなくなる⁶⁾。この権限に基づく場合、EU 司法裁判所によれば、たとえ産業政策（各国法の調和ができない）が EU 立法の主要な目的であっても、第 114 条（各国法の調和ができる）を立法根拠として援用する条件が充足されているならば、それに依拠することが可能である⁷⁾。

このようにして、産業政策が目的であっても、第 114 条を立法根拠とすることにより、各国法の調和を行うことができる。産業政策のために EU 機能条約第 114 条が援用されている立

法（案）として、半導体法、重要原材料法、ネットゼロ産業法などがある。

2. 半導体法（EU 規則）

半導体法（EU 規則）は、立法根拠として EU 機能条約第 173 条と第 114 条を併用している⁸⁾。大規模な技術革新能力および半導体産業における十分なテクノロジー能力を創出することについては、EU 機能条約第 173 条（産業政策）を立法根拠として使用する一方、高度な半導体製造への投資の支援・調整により半導体テクノロジー分野における EU の供給の強靱性と安全を向上させること、また、監視と危機対応の調整を可能にすることについては、EU 機能条約第 114 条（域内市場）が立法根拠とされている⁹⁾。

3. 重要原材料法（EU 規則案）

EU のために重要原材料の安定的かつ持続可能な供給を確保することを目的とする重要原材料法（EU 規則案）は、EU 機能条約第 114 条のみを立法根拠としている。多数の戦略的部門の機能にとって不可欠な重要原材料の欧州市場での安定維持を確保するには、潜在的な供給の途絶に取り組む必要がある。供給の途絶、それに伴う不足および価格の急変動の発生により、各国レベルの一方的な対応が引き起こされる可能性がある。そのような対応は、調整されないままであるならば、競争を歪曲し、EU 内での物の自由移動に対する障壁を生み出しかねない。そのため、重要原材料法を通じて、域内供給を強化し、リスクと備えを監視するための措置を含め、供給途絶の可能性を構造的に低減させる措置を調整して導入することにより、単一市場の機能保全に寄与する¹⁰⁾。

4. ネットゼロ産業法（EU 規則案）

EU がネットゼロ・エネルギー分野でテクノロジー製造業の発展を支援する法的枠組みを一般的目標とするネットゼロ産業法（EU 規則案）は、EU 機能条約第 114 条に基づくことにより、ネットゼロ・テクノロジー製造業が繁栄することのできる EU 内での公平競争条件を創出するために各国法の調和を拡大する措置をとることができるとしている。とくに、EU におけるネットゼロ・テクノロジーのための製造能力を増大させるために各国法の調和を行うことにより、たとえばネットゼロ・テクノロジーの生産者のための許認可プロセスが加盟国間でばらばらな状況を解消することができる。その結果、EU 内で新たな生産施設を構築し、または既存の生産施設を拡張しようとする生産者にとって行政負担が簡素化される¹¹⁾。

II 産業アライアンスの活用

：産業政策トリレンマへの対応（2）

EU が産業政策トリレンマに対応するための第 2 の柱は、「産業アライアンス」（industrial alliances）の活用である。すなわち、EU コミッションが技術革新の仲介者として、加盟国、産業界および科学コミュニティとともに、複数の部門および国にまたがる産業アライアンスを立ち上げ、単一市場におけるネットワーク・スピルオーバーを実現することである。その目的は、既存の部門において技術革新を促し、欧州全域にまたがる生産ネットワークを確立することにより新たな生産能力を構築することである¹²⁾。

そのような産業アライアンスの最初の例が、EU コミッションと欧州投資銀行の支援を受

図表 2 EU コミッションが仲介した産業アライアンス

EU 産業アライアンス	開始年月	コミッションの参加形態	主要アクター	目的
欧州バッテリー・アライアンス：EBA	2017年9月	アライアンスの立ち上げと統括	コミッション，欧州投資銀行，欧州イノベーション・技術機構（EIT）InnoEnergy，ノースポルト社	欧州バッテリー・バリューチェーンの発展
循環プラスチック・アライアンス：CPA	2018年12月	同上	コミッション域内市場総局	リサイクル・プラスチックの使用増大
欧州クリーン水素アライアンス：ECH2A	2020年7月	アライアンスの立ち上げと水素年次フォーラムの主催	コミッション，欧州水素・燃料電池協会	欧州水素バリューチェーンの構築
欧州原材料アライアンス：ERMA	2020年9月	アライアンスの立ち上げと統括	コミッション，EIT Raw-Materials	重要原材料の供給先分散化による過度な依存の低減
産業データ・エッジ・クラウド欧州アライアンス	2021年7月	アライアンスの立ち上げとアライアンスの立ち上げ・パートナーからの規制に関する専門知識の収集	コミッション通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局（DG CONNECT）	域内産欧州クラウド・テクノロジーの開発
プロセッサ・半導体テクノロジー産業アライアンス	2021年7月	アライアンスの立ち上げと EU 半導体法による官民投資の促進	コミッション，欧州投資銀行，欧州イノベーション会議（EIC）	欧州半導体開発における格差の特定
再生可能・低炭素燃料バリューチェーン産業アライアンス	2022年4月	ハイレベル運営委員会の立ち上げと議長	コミッション運輸総局	航空・水上輸送部門における低炭素燃料の生産供給の増強
ゼロエミッション航空アライアンス：AZEA	2022年6月	総会の立ち上げと主催者としての活動	コミッション防衛産業・宇宙総局	持続可能な航空および低排出燃料の入手可能性のための基準設定
欧州太陽光発電産業アライアンス	2022年12月	アライアンスの立ち上げ，促進，欧州太陽光発電フォーラムの主催	コミッション	太陽光発電産業エコシステムの開発

出典：Donato Di Carlo & Luuk Schmitz（2023）：“Europe first? The rise of EU industrial policy promoting and protecting the single market”, *Journal of European Public Policy*, DOI : 10.1080/13501763.2023.2202684, p. 19（Table 2）および “European Battery Alliance”, European Commission.

け，EU 内の各国機関，地域，産業研究所およびバッテリー・バリューチェーンにおける他のステークホルダーが参集して 2017 年から始まった欧州バッテリー・アライアンス（the European Battery Alliance: EBA）である¹³⁾。EBA の設立目的は，EU 内でバッテリーに関係する技術を開発し，バッテリーの生産工場（能力）を EU 内に建設することであり，現在 440 以上の企業や組織が加盟している¹⁴⁾。EU

コミッションが仲介した産業アライアンスのリストとして，図表 2 を参照されたい。

Ⅲ EU レベルの財源の拡充または代替手段の活用

：産業政策トリレンマへの対応（3）

1. EU レベルの財源の拡充

EU が産業政策トリレンマに対応する第 3 の

柱として、EU レベルの財源の拡充と代替手段の活用がある。COVID-19 パンデミックによる欧州統合の危機に対応するため創設された復興基金「次世代 EU」の 7500 億ユーロ（2018 年価格、贈与分 3900 億ユーロと貸与分 3600 億ユーロから成る）の大部分を占める「復興・強靱化基金」(RRF) は、グリーン化とデジタル化という 2 重の移行を基軸とする給付・融資を行う。加盟国は EU から受け取る資金の 37% 以上をグリーン化、また、20% 以上をデジタル化に活用する義務があり、RRF は産業政策の財源としても位置づけられている¹⁵⁾。

しかし、産業政策トリレンマを克服するためには RRF だけでは不十分であるとみなされている。RRF は、経済的に強い国から弱い国への財政移転であり、一時的な財源として 2026 年末で終了する。EU は、巨額の補助金をクリーン・テクノロジーの製造につぎ込んでいる米中に対抗して、炭素排出量を削減して気候変動に対処できる新たなテクノロジーで主導権を握るため、クリーン水素のようにすべての加盟国にとって等しく重要な EU 共同プロジェクトに使用する財源を必要としている¹⁶⁾。

このような危機意識から、EU コミッションのフォン・デア・ライエン委員長は、2022 年 9 月 14 日欧州議会の演説で、とくにアメリカのインフレ抑制法 (IRA) を念頭に「欧州版 IRA」として、「未来のために、私は新たな欧州主権基金を創設するよう提案します」と述べ¹⁷⁾、2023 年夏に提案を行い、欧州産業のグリーン化とデジタル化への移行を支援するため共通財源を有する欧州共通産業政策を実現することをめざそうとした¹⁸⁾。

ところが、「儉約派」の北部欧州諸国の強い抵抗により「欧州主権基金」構想は頓挫し¹⁹⁾、

その代わりに 2021~2027 年多次年度財政枠組み (MFF) の修正により予算の増額を行い、「欧州戦略技術プラットフォーム」(STEP) (100 億ユーロ) を新設した。STEP を通じた財政支援額として最大 1600 億ユーロが想定されているが、その大部分は既存の EU 予算から振り向けられ、新たに増額されるのは合計 100 億ユーロのみである²⁰⁾。

2. 代替手段の活用

(1) 国家援助規制と適用除外

EU による国家援助規制は、加盟国が経済的および社会的政策を追求するために自国の予算を使用する仕方をコントロールすることにより、単一市場の機能を保全するための公平競争条件を確保することを意味する。そのため、国家援助は、競争を制限し、加盟国間の貿易に効果を有する場合に禁止される (EU 機能条約第 107 条 1 項)。しかし、EU コミッションは一定種類の国家援助が適用除外事由 (第 107 条 2, 3 項) に該当する場合、それらを許可することができる²¹⁾。

(2) 欧州共通利益を有する重要プロジェクトの執行を推進する援助 (IPCEI)

EU コミッションは、ローマ条約 (1957 年署名、1958 年発効) 以来存在する規定である EU 機能条約第 107 条 3 項 (b) の「欧州共通利益を有する重要プロジェクトの執行を推進する援助」(IPCEI) という適用除外事由について、2014 年文書²²⁾ により事実上はじめて明確な基準を示した。その後、2021 年文書²³⁾ により改正されている。現行の基準によれば、IPCEI プロジェクトは、たとえばグリーン化とデジタル化の 2 重移行のいずれかにとって大きな重要性

図表 3 承認された IPCEI の一覧

IPCEI	超小型電子技術	バッテリー I	バッテリー II EuBatin	水素 I Hy2Tech	水素 II Hy2Use	超小型電子技術・通信技術	合計
開始年	2018	2019	2021	2022	2022	2023	
参加企業数	29	17	42	35	29	56	208
参加プロジェクト数	43	22	46	41	35	68	255
承認金額 (EUR)	19 億	32 億	29 億	54 億	52 億	81 億	267 億
民間投資見積額 (EUR)	65 億	50 億	90 億	88 億	70 億	137 億	500 億
参加国数	独仏伊他 5 カ国	独仏伊他 7 カ国	独仏伊他 12 カ国	独仏伊他 15 カ国	仏伊他 14 カ国	独仏伊他 14 カ国	21 カ国

出典：Important Projects of Common European Interest (IPCEI), European Commission.

を有することにより EU の目的または戦略に重要な貢献を行うこと、すべての加盟国に開放され、通常少なくとも 4 カ国が参加すること、プロジェクトの利益が資金提供国だけでなく、EU 内の広範な地域に及ぶこと、受益事業者からの相応の共同出資を伴うことなどが必要とされる。また、IPCEI プロジェクトの承認手続において、当該プロジェクトの設計、選定およびガバナンス組織に EU コミッションまたはその委任を受けた機関の参加があることなどが、有利な要素として働くことが示されている²⁴⁾。

2018 年にマイクロエレクトロニクスに関する IPCEI が初めて承認され、それ以降 2020 年を除いて、毎年少なくとも 1 件が承認されている。承認された IPCEI の一覧について、図表 3 を参照されたい。

(3) 危機・移行暫定枠組 (TCTF)

「欧州主権基金」の挫折により、EU が打ち出しているのが国家援助 (state aids) の規制の緩和により加盟国の財源を EU 産業政策に資する形で活用することである。

ネットゼロ産業法に関連して構想されていた

「欧州主権基金」が挫折した点を一部埋め合わせる代替措置として、「グリーンディール産業計画」の一部に含める形で「危機・移行暫定枠組み」(TCTF)²⁵⁾ が 2023 年 3 月 9 日に採択された²⁶⁾。

2025 年 12 月末までの措置として TCTF により、欧州経済領域 (EEA, 単一市場をノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインに拡張した取り決め) の投資が域外に向かうのを回避するため、EU 諸国はバッテリー、太陽光パネル、風力タービン、ヒートポンプ、二酸化炭素回収・有効利用・貯留 (CCUS) のような、ネットゼロ経済へ移行するための関連機器の製造、および、それらの生産のために必要な主要部品と重要原材料への投資を支援することができる。また、外国の補助金が同様の投資を支援する場合、一定の要件を充たすならば、それに相当する金額の国家援助を供与することもできる²⁷⁾。TCTF に基づき承認されたグリーン化移行の加盟国措置の一覧について、図表 4 を参照されたい。

図表4 TCTFに基づき承認されたグリーン化移行の加盟国措置の例（2023年）

承認月日	加盟国	移行措置	援助額（EUR）
4月3日	イタリア	ネットゼロ経済への移行促進のための再生可能水素生産の支援スキーム	4億5000万
5月11日	スペイン	ネットゼロ経済への移行促進のための電気・コネクテッド車両用バッテリーの生産支援スキーム	8億3700万
6月8日	スロヴェニア	ネットゼロ経済への移行促進のための再生可能エネルギーの提供開始の支援スキーム	1億5000万
6月21日	ハンガリー	ネット経済への移行促進のための電気貯蔵施設の支援スキーム	11億
7月19日	ドイツ	ネットゼロ経済への移行促進のための戦略的物産への民間投資の支援スキーム	30億
7月28日	ハンガリー	ネットゼロ経済への移行促進のための戦略的部門への投資加速スキーム	23億6000万

出典：List of Member State measures approved under Temporary Crisis Transition Framework, European Commission, 14 August 2023.

(4) 一括適用除外規則

EU コミッションはまた、2023年6月23日、グリーンディール産業計画に合わせて、一括適用除外規則（GBER）の改正を正式に採択した²⁸⁾。これは2026年末まで適用される。この改正により、GBERの適用範囲にあり、すべての要件を充足する国家援助措置について、加盟国はEU コミッションに届出を行う必要がない。これには、TCTFに該当するグリーン化移行の加盟国措置を含む環境保護・エネルギー支援、研究開発分野でのIPCEIプロジェクトなども対象になりうる²⁹⁾。

IV 単一市場の対外的保全

：産業政策トリレンマへの対応（4）

1. 開放型戦略的自律性（OSA）

米中がテクノロジーでデカップリングを強め、既存の多国間制度が弱体化し、欧州にも地経学的影響が及ぶ中、EUは単一市場を保全する必要に迫られている。このような状況に対応して、EUは「開放型戦略的自律性」（Open

Strategic Autonomy：OSA）という概念に基づき行動している。

OSAは、条件付開放性に基づく選択的相互依存という認識の下、欧州的な価値規範と利益を反映した自律的手段を行使することを意味する³⁰⁾。EUは安全保障・防衛政策上の権限が弱いいため、その自律的手段として貿易投資および単一市場における権限の地経学的行使が選択される³¹⁾。

2. ブリュッセル効果と単一市場政策の地経学的使用

(1) ブリュッセル効果の定義と発生条件

ブリュッセル効果とは、「グローバルな市場を規制するEUの一方的なパワー」を意味する³²⁾。その発生条件は、第1に市場規模が大きいこと、第2にグローバルな規制権限を行使するために十分な規制能力があること、第3に厳格な基準が選好されること、第4に規制が消費者市場のように当該国・地域から逃避できない非弾力的対象に向けられていること、第5に単一の厳格な基準を不可分なものとしてグロー

バルに遵守する便益が、規制の甘い国・地域において緩い基準を使い分けて用いる便益を上回ること（不可分性）である³³⁾。

(2) EUによるブリュッセル効果の意図的活用

EUの単一市場規制は当初、「単一市場の分断化」を防止するために加盟国法の調和を行うという対内的動機から発生したものであったが、その対外的な影響力が「副産物」として波及するようになった。これが次第にEUで認識されるようになり、2007年頃から単一市場の規制が市場原理を通じてグローバル・スタンダードになり、また、そのことがEUの産業にとっての公平な競争条件を確保することを意識して、一般データ保護規則（GDPR）のようなEU立法が制定されるようになった³⁴⁾。

EUコミッションの「2023年単一市場年次報告書」では、ブリュッセル効果について、次のように言及されている。

「単一市場の規模、EUの規制リーダーシップ、国際基準を形成し、EU基準と価値を投影する能力は、欧州にとって多大な地政学的挑戦の時代に自己の利益を投影する不可欠の手段を与えている。EUおよびそのステークホルダーは、欧州の価値、利益および立法に合致するグローバル・スタンダードを発展させるために国際標準設定団体における作業を推進する。これが可能でないとき、欧州コミッションは国際的妥当性を有する世界クラスの欧州基準の精緻化を推進する。単一市場の経済的重要性のゆえに、安全、環境、データ保護に関する高い水準のような欧州のルールと価値の影響と妥当性が高められ、重要な手段と影響力を創り出す。それは学界でブリュッセル効果と呼ばれている現象である」³⁵⁾。

このようにして、EUは開放型戦略的自律性に基づき、単一市場規制のブリュッセル効果を地経学的に活用して、欧州の価値規範と利益を追求している。

(3) 単一市場政策のブリュッセル効果と地経学的行使

ブリュッセル効果を発生する単一市場政策分野では、デジタル化に関連して次のような立法（案）が採択されている。第1に、デジタル市場におけるゲートキーパーである大手プラットフォームが公正なルールを作り出して競争を制限することに対して事前規制を課すことを目的とするEU規則としてデジタル市場法（DMA）³⁶⁾である。第2に、デジタル・サービスのすべてのユーザーの基本権が保護される一層安全なデジタル空間を創設することを目的とするEU規則としてデジタル・マーケット法（DSA）³⁷⁾である。第3に、人工知能（AI）の健康、安全、基本権などへのリスクに対処するとともに、AIの導入、AIへの投資、AIによるイノベーションを強化することを目的とするAI規則案³⁸⁾、などである。これらは、ブリュッセル効果を発生すると考えられ³⁹⁾、また、EU内消費者に向けてビジネスを行う域外企業にEU規制を適用する「域外適用条項」により補強されている⁴⁰⁾。

また、グリーン化に関連して、たとえば、EUに輸入される一定の製品の生産過程で発生した炭素排出量に対する価格（炭素賦課金）の支払いを求めることを定めるEU規則として「炭素国境調整措置」（CBAM）⁴¹⁾が採択されている。EU域外での生産による温暖化ガス排出に炭素賦課金という形で企業に責任を負わせることは、域内産品に課されるEU規制基準の

「域外適用」を意味する。域外企業がEU市場を最優先してEU基準を他国市場でも不可分に採用し、グローバル市場向けに生産拠点をEU基準に適合している国に移動させる場合に、ブリュッセル効果が発生する⁴²⁾。

なお、ブリュッセル効果を伴わないが単一市場政策を補完するものとして、貿易投資のための共通通商政策(EU機能条約第207条)では、「経済的威圧対抗規則案」⁴³⁾(合意済み)、「国際通商ルール遵守確保規則」⁴⁴⁾、「対内直接投資スクリーニング規則」⁴⁵⁾などが採択されている。また、外国補助金規則⁴⁶⁾では、立法根拠として単一市場政策(第114条)が併用され、外国政府の補助金を受けた企業の単一市場における事業活動についてEUコミッションが審査する枠組みを設けることにより、外国政府の補助金を受けた企業の投資に国家援助規制を「域外適用」するような形をとっている⁴⁷⁾。

結語

EU産業政策のトリレンマを克服して、単一市場を基盤にデジタル化とグリーン化という2重の移行を達成するには、産業のための財源と産業政策の手段に対するコントロールを国家レベルからEUレベルにシフトさせて財源と権限をプールし、EUが欧州の共通利益に資する戦略的政策方針を示さなければならない⁴⁸⁾。そのようにして産業政策トリレンマを解決することはEUが単一の国家になることを含意するが、加盟国にはそのような用意がないことは明らかである。たとえば、ドイツ連邦憲法裁判所は、欧州統合に服さないドイツ憲法の中核的領域の中に、国家の歳出入に関する基本的な財政決定やドイツ連邦議会の予算上の自律性が含ま

れるとしている⁴⁹⁾。

このような産業政策上の限界に対応するため、本稿では、EUが、第1に他分野の立法権限の活用、第2にEUコミッションが技術革新の仲介を行うこと、第3にEUレベルの財源の拡充または代替手段の活用、第4に単一市場の対外的保全を行っていることを明らかにした。

しかし、第1の点は産業政策に関わる各国法の調和を行うことであり、また、第4の点はブリュッセル効果を伴うEU規制の対外的活用であるが、それらは必ずしもEU自体が産業政策上の手段をコントロールすることを意味しない。さらに、第2の点はEUコミッションが産業政策上の仲介者にとどまり、主役ではないことを反映している。

他方、第3の点については、「欧州主権基金」構想が「儉約派」の北部欧州諸国の反対に直面し、EUレベルの財源の拡充は容易ではない。その代替手段として国家援助規制を緩和することがなされているが、EUコミッションが承認したIPCEIプロジェクト(図表3)およびTCTFによるグリーン化移行措置(図表4)を活用しているのは、補助金額および件数とも圧倒的にドイツであることがうかがえる。それは、EU統合の最大の成果である単一市場での競争を歪曲し、分断化しかねない⁵⁰⁾。

2024年5月の欧州議会選挙で、EU産業政策に対して欧州レベルでどのような民意が示されるのかに期待したい。

【注】

- 1) 庄司克宏著『新EU法 基礎篇』岩波書店、2013年、31-34頁。
- 2) Manuel Kellerbauer, Marcus Klamert and Jonathan Tomkin (eds.), *The EU Treaties and the Charter of Fundamental Rights: A Commentary*, Oxford University Press, 2019, pp. 1472-1475.

- 3) Fabian Zuleeg and Philipp Lausberg, "Resolving the EU's industrial policy trilemma", EPC FLASH ANALYSIS, 19/07/2023 (紙幅の関係で URL と閲覧日を省略, 以下同様)。なお, 一部表現を修正して引用している。
- 4) *Ibid.*
- 5) Donato Di Carlo & Luuk Schmitz (2023): Europe first? The rise of EU industrial policy promoting and protecting the single market, *Journal of European Public Policy*, DOI: 10.1080/13501763.2023.2202684, pp. 15-23 で提示されている 3 つの柱を参考にした。
- 6) 庄司克宏, 前掲注 1, 29-33 頁。
- 7) Koen Lenaerts, Piet Van Nuffel and Tim Corthaut, *EU Constitutional Law*, Oxford University Press, 2021, p. 238, 239.
- 8) Texts adopted - European Chips Act - Tuesday, European Parliament, 11 July 2023.
- 9) COM (2022) 46 final, Brussels, 8.2.2022, p. 9, 10.
- 10) COM (2023) 160 final, Brussels, 16.3.2023.
- 11) COM (2023) 161 final, Brussels, 16.3.2023, p. 5, 6.
- 12) Donato Di Carlo & Luuk Schmitz, op. cit. *supra* note 5, pp. 17-19.
- 13) "European Battery Alliance", European Commission.
- 14) 「バッテリーパスポートで EV 覇権を目指す欧州の戦略」, プライティイノベーション, 2022 年 12 月 21 日。
- 15) Donato Di Carlo & Luuk Schmitz, op. cit. *supra* note 5, p. 17.
- 16) Jan Strupczewski, "European Sovereignty Fund could finance joint EU projects - Gentiloni", Reuters, 23 March 2023.
- 17) 2022 State of the Union Address by President von der Leyen, 14 September 2022, Strasbourg.
- 18) János Allenbach-Ammann, "Commission President: EU Sovereignty Fund will be proposed in summer", EURACTIV, 15 December 2022.
- 19) Suzanne Lynch, "The EU wants to build tomorrow's technologies. Will countries pay for it?", POLITICO, 22 May 2023.
- 20) 吉沼啓介「欧州委, 欧州主権基金の代替案含む中期予算計画の修正案発表」, ビジネス短信, ジェトロ, 2023 年 6 月 27 日。
- 21) 庄司克宏著「新 EU 法 政策篇」岩波書店, 2013 年, 348-349 頁。
- 22) OJ C 188, 20.6.2014, pp. 4-12.
- 23) OJ C 528, 30.12.2021, pp. 10-18.
- 24) *Ibid.*, p. 12, 13.
- 25) OJ C 101, 17.3.2023, pp. 3-46.
- 26) これは, ウクライナ支援のため 2022 年 3 月に採択された「暫定危機枠組み」(TCF) を改正し, クリーン・テクノロジー投資を促進するため「危機・移行暫定枠組み」(TCTF) として採択された。
- 27) Johan Ysewyn & Carole Maczkovics, "The Commission adopts its Temporary Crisis and Transition Framework relaxing State aid rules as a response to the US Inflation Reduction Act", Covington Competition, 21 March 2023.
- 28) OJ L 167, 30.6.2023, pp. 1-90
- 29) "The General Block Exemption Regulation: A revised State aid tool to encourage the green transition?", Briefing on the GBER, ClientEarth, May 2023, p. 1, 2, 10, 11.
- 30) Luuk Schmitz and Timo Seidl, "As Open as Possible, as Autonomous as Necessary: Understanding the Rise of Open Strategic Autonomy in EU Trade Policy", *Journal of Common Market Studies*, Vol. 61, No. 3, pp. 834-852 at 835, 841-848.
- 31) Dennis Broeders, Fabio Cristiano and Monica Kaminska, "In Search of Digital Sovereignty and Strategic Autonomy: Normative Power Europe to the Test of Its Geopolitical Ambitions", *Journal of Common Market Studies*, Vol. 61, No. 5, 2023, pp. 1261-1280 at 1269, 1270.
- 32) アニユ・ブラッドフォード著, 庄司克宏監訳『ブリュッセル効果』白水社, 2022 年, 12 頁。
- 33) 同上, 55-109 頁。
- 34) 同上, 45-53 頁。
- 35) "2023 Annual Single Market Report: Single Market at 30", SWD (2023) 26 final, PART 1/5, Brussels, 31.1.2023, p. 22.
- 36) OJ L 265, 12.10.2022, pp. 1-66.
- 37) OJ L 277, 27.10.2022, pp. 1-102.
- 38) COM (2021) 206 final, Brussels, 21.4.2021.
- 39) Anu Bradford, "The Brussels Effect Comes for Big Tech", Project Syndicate, 17 December, 2020.
- 40) Hein Hobbelen, Francine Cunningham and Clara Denihan, "The European Commission's Ambitious Regulatory Agenda in the Field of Digital Services and AI: a status update from Brussels on the DSA, DMA and AI Act", 2 August 2021.
- 41) OJ L 130, 16.5.2023, pp. 52-104.
- 42) 庄司克宏「経済教室 EU の影響力と課題⑤」『日本経済新聞』2023 年 3 月 1 日朝刊, 32 頁。
- 43) COM (2021) 775 final, Brussels, 8.12.2021.
- 44) OJ L 49, 12.2.2021, pp. 1-5.
- 45) OJ L 791, 21.3.2019, pp. 1-14.
- 46) OJ L 330, 23.12.2022, pp. 1-45.
- 47) Mavluda Sattorova, "EU investment law at a crossroads: Open strategic autonomy in times of heightened security concerns", *Common Market Law Review*, Vol. 60, No. 3, 2023, pp. 701-732 at 709.
- 48) Fabian Zuleeg and Philipp Lausberg, op. cit. *supra* note 3.
- 49) Ana Bobić, *The Jurisprudence of Constitutional Conflict in the European Union*, Oxford University Press, 2022, p. 132.
- 50) Donato Di Carlo & Luuk Schmitz, op. cit. *supra* note 5, p. 24, 25.